

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年7月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

(1) 京都市西京区大枝沓掛町26-253

有限会社 信和工務店

代表取締役 桂 祥浩

(2) 京都市右京区太秦藤ヶ森町23番地9

エムプラミング

代表者 向本 護

(3) 京都市西京区上桂前田町52番地2 鷗館1階

仁木工業

代表者 仁木 秋作

(4) 京都市北区上賀茂朝露ヶ原4番地の7 1

池本設備

代表者 池本 寛之

(5) 京都市左京区田中春菜町2番地6

玄塚田中設備

代表者 田中 雄児

2 廃止年月日

平成27年7月16日

(上下水道局水道部給水課)